|  |  |
| --- | --- |
| **NBRPRatロゴ** | 生 物 遺 伝 資 源 提 供 同 意 書 |

国立大学法人東京大学（以下「提供者」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「利用者」という。）は、提供者が利用者に

リソース NBRP-Rat No.　　　　　　　（系統名：　　　　　　　　　　　　として特定される

ものとする。以下「原試料」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

＜定義＞

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

・本件リソース：上記記載の原試料、その子孫及び未改変派生物

・未改変派生物：原試料を用いて増殖させたもの、抽出したもの、原試料の特徴を維持した派生物（例：臓器、組織、細胞、抽出物質、DNA、RNA、胚、精子など）

1. ①ナショナルバイオリソースプロジェクト「ラット」代表機関 国立大学法人京都大学（以下、「NBRP-Rat」という。）は、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。

②原試料は、本同意書締結後、NBRP-Ratの分担機関である提供者における医科学研究所附属実験動物研究施設から提供される。

２．①利用者は、本件リソースを、非営利の学術研究又は教育の目的で、次の課題に利用する。

課題名：

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に提供者に連絡する。

３． 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。

４． 利用者は、本件リソースの利用に当たって提供者のカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。寄託者の承諾を必要とする場合、利用者は「提供承諾書」により事前に寄託者の承諾を得なければならない。

利用者は、商用に使用する際は本同意書とは別に寄託者が所属する機関と契約を結ばねばならない。

５．利用者は、本件リソースを用いた研究の結果、知的財産が創作された場合、その内容を直ちに寄託者に開示し、その取扱いについて、寄託者が所属する機関と協議を行い、両者の合意により決定する。

６． 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、Materials and Methods等に、本件リソースがナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、提供者から提供されたことを明示する。〔英文例：××××(リソース名) was provided by NBRP-Rat with support in part by the National BioResource Project, Japan.〕また、その発表の写しを提供者へ送付する。提供者は、事業の成果としてそれを公表することができる。

７． 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。

８．本件リソースは、利用者と２項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。

９．提供者は、本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。

10． 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

11． 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソース等の利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。

12．本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」「動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って利用者がその手続きをしなければならない。

13． 原試料の提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。

14． 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び提供者の他のリソース利用を停止することができる。さらに、利用者は本同意書の不履行や、利用者による不履行・違反から生じるいかなる損害、責務、損失、費用または経費について賠償するものとする。

15. 本同意書は、利用者と締結するものである。利用者はこの同意書の下、いかなる権利や義務を第三者に与えることはできない。

16. 提供者と利用者は、本同意書内の用語や条件の一部分が不法であるか、もしくは有効な規制法に抵触することが判明した場合においても、本同意書における他の条件の有効性や効力は何ら影響を受けないことに同意する。

17．本同意書は、2項に記載された研究目的が完了もしくは停止した際、利用者は本件リソースを実験動物の人道的取扱いに関するすべての準拠法、規則、及びガイドライン等に準拠する方法にてリソースの処理を行うことに同意する。

18． 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書２通を作成し、提供者、利用者それぞれ１通を所持する。

年　 月　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 提供者：国立大学法人東京大学  住　所：〒113-8654  東京都文京区本郷七丁目３番１号  機関長：国立大学法人東京大学　総長　藤井　輝夫  代理人　東京都港区白金台四丁目６番１号  　　　国立大学法人東京大学医科学研究所　事務部長  　　　上原　功　　　　 　　　 印 | 利用者：  住所：〒  担当者：　 印  研究責任者： 印  機関長： 印 |